

令和9年度静岡県公立学校【特別支援学校教員】任期付職員採用選考試験 (教員経験者) 案内

令和8年7月 静岡県教育委員会

- 静岡県の特別支援学校において、令和9年4月以降、定数内の欠員補充として勤務する任期付職員又は育児休業若しくは配偶者同行休業を取得しようとする教員の代替職員として勤務する任期付職員を募集します。
- 小学校教員、中学校教員、高等学校教員及び小・中学校養護教員の令和9年度静岡県公立学校任期付職員採用選考試験（教員経験者）との併願はできません。

【任期付職員について】

- ▶ 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定に基づき、任期を定めて採用される職員のことで、任用期間は原則3年間とする。
- ▶ 職務内容及び給与は正規職員（定年制常勤職員を指す。）と同じとなる。
- ▶ 産前・産後休暇や育児休業等を取得する職員が生じた場合、任用期間の間において、当該職員の代替となる任期付職員又は臨時的任用職員として任用される場合がある。また、任用期間内において人事異動が行われる場合がある。いずれの場合においても、職務内容及び給与は変わらない。

※ 会場等の詳細は、静岡県教育委員会ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/school/kyoiku/index.html> (以下「HP」と表記)から確認してください。

I 選考試験を行う教員種別及び教科等

教 員 種 別	教 科 等	採用見込者数
特別支援学校教員	小学部、中学部、高等部 ▶ 中学部は中学校の各教科 ▶ 高等部は高等学校の各学科に共通する必履修教科・科目 (※)	140人程度

※高等学校の各学科に共通する必履修教科・科目【国語、社会（地理歴史、公民）、数学、理科、保健体育、芸術（音楽、美術）、外国語（英語）、家庭、情報】

- 1 採用見込者数は、令和9年度静岡県公立学校【特別支援学校】任期付職員採用選考試験（教員未経験者）の採用見込者数は含まない。また、現時点における目安であり、変更することがある。
- 2 所有免許状により、受験した学部と異なる学部配置することもある。また、打診の上、受験と異なる校種（小学校教員、中学校教員、高等学校教員）や希望と異なる地区に配置することもある。

II 受験資格 ※下記1～7の全てを満たす者

- 1 令和9年4月1日に有効な教員種別・教科の教育職員普通免許状を所有している者（新免許状所持者は、免許状に記載された有効期限を確認すること）。

教 員 種 別	必要とする免許状
特別支援学校教員	下記のア及びイの免許状を有すること。 ア 小学校教諭普通免許状、Iに掲げる教科の中学校教諭普通免許状又は 高等学校教諭普通免許状 イ 特別支援学校教諭普通免許状 (※)

※特別支援学校教員については、令和8年3月31日現在において、特別支援学校での実務経験（実際に勤務した期間をさす。休業、休職期間は含まない）が3年以上（臨時的任用職員及び任期付職員を含む）の者については、特別支援学校教諭普通免許状の所有又は令和9年4月1日までに取得見込みであることを必須とする。ただし、領域（視覚・聴覚・知的・肢体不自由・病弱）及び専修・1種・2種の別は問わない。実務経験3年未満の者については、採用後3年以内に特別支援学校教諭普通免許状又は免許状申請可能な単位を取得するものとする。

2 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に規定する以下の欠格事項に該当しない者

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は刑の執行中の者

- ・拘禁刑以上の刑に付された執行猶予の期間
- ・拘禁刑以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過するまでの間

(2) 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

(3) 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者

(4) 静岡県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告（心神耗弱を原因とするもの以外）を受けていない者

4 令和8年3月31日において次の要件に該当する者

- ・国公立学校で定年制の教員、任期付職員又は臨時的任用職員として、通算1年以上の教員の実務経験をもつ者（在職中の者を含む。非常勤講師の期間は実務経験に含まない。）

5 令和9年3月31日において次のいずれにも該当しない者（令和9年度において、暫定再任用の対象者でないこと。）

(1) 静岡県に25年以上勤務した後、定年前に退職した者で、定年年齢以上かつ退職後5年以内の者

(2) 上記(1)に該当する者として再任用職員の実績がある者で64歳以下の者

(3) 静岡県の既定年退職者又は再任用職員で64歳以下の者

6 令和10年3月31日、令和11年3月31日において次の要件に該当しない者（令和10年度及び令和11年度において再任用制度の対象者でないこと。）

- ・静岡県に25年以上勤務した後、定年前に退職した者で、定年年齢以上かつ退職後5年以内の者

7 次の要件に該当しない者

令和7年度または令和8年度に静岡県教育委員会の任期付職員として採用され、現在、在籍中の者（同一の教員種別でない場合は、受験資格を有する。）

※上記5、6については、政令指定都市の退職者を指すものではない。

※定年年齢

令和5年3月31日以前に退職した者…60歳

令和5年4月1日以降に退職した者

- ・1963.4.2生～1964.4.1生…61歳
- ・1964.4.2生～1965.4.1生…62歳
- ・1965.4.2生～1966.4.1生…63歳
- ・1966.4.2生～1967.4.1生…64歳
- ・1967.4.2生～1968.4.1生…65歳

Ⅲ 出願手続

1 出願方法

受験の申請は、原則、電子申請による。

電子申請について

(1) 準備するもの

- ・インターネット環境のあるパソコン又は一部のスマートフォン
推奨環境（OSやブラウザ）については、電子申請サービスホームページの「よくある質問」のページを確認する。
- ・本人のメールアドレス
登録したメールアドレスが利用者IDとなる。受験が全て終わるまで変更しないことを推奨するが、メールアドレスを変更しなければならない場合には、電子申請システム上で必ず変更手続きを行う。
- ・受験票等を印刷するためのプリンター（A4判が印刷できるものなら可）
スマートフォンからの印刷はサポート不可のため、必ずパソコンから印刷する。

(2) 電子申請の流れ

①インターネット にアクセス	静岡県教育委員会の公式ホームページ（教職員の採用情報）から、「ふじのくに電子申請サービス」にアクセスする。 https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/	
②利用者登録	はじめに「利用者登録」をして「利用者ID」を取得する。 ※利用者登録は、申請期間前でも行うことができる。 ※登録時に取得したIDとパスワードは申請時に必要となるため、必ず、記録（メモ）しておく。紛失しても、利用者IDやパスワードの問合せには、一切対応できない。 ※利用者登録だけでは、受験申込にはならないため注意する。	
③受験申請	・申請期間中に、手続き名「令和9年度静岡県公立学校【特別支援学校教員】任期付職員採用選考試験（教員経験者）申込」の申請入力画面に必要な事項を入力して送信する。 ・送信後、画面に「整理番号」「パスワード」が表示される。 <u>受験票のダウンロード等、その後の手続きで必要となるため、記録（メモ）しておく。</u> ・申請確認の通知メールが登録したメールアドレス宛てに送信される。 ※申請画面は 180 分経過するとタイムアウトになり、入力したものが消えてしまうため、こまめに一時保存をする。 ※申請確認通知のメールは、申請が受理されたということではない。申請内容に不備がある場合や郵送により提出する書類が提出されない場合は、受理されないことがあるため、慎重に手続きを行う。 申請内容が確認され次第、「受理」した旨のメールが送付される。 ※申請内容に不備がある場合は、利用者登録した際のメールに連絡が入る。 <u>静岡県教育委員会からの連絡に、指定した期日までに応答がない場合は、申請は受理されない。（受験ができなくなる。）</u> ※整理番号とパスワードの両方を忘れた場合は、申請期間内であれば、新規のユーザーとして改めて、申請手続きを行う。	
④申請内容の確認	・「ふじのくに電子申請サービス」の「申込内容照会」のメニューから申請内容及び審査状況が確認できる。 ・修正が必要な場合、申込期間内であれば修正することができる。	
⑤受験票の ダウンロード	【特別支援学校教員】 令和8年9月18日(金)	左記の期日以降に受験票の発行がメールにて通知されるため、「申込内容照会」の画面から受験票及び関係書類(PDF)をダウンロードする。

※プリントアウトした受験票には、添付文書を参照し、必ず署名欄に自署で署名するとともに、写真を貼り、選考試験当日に持参する。

(3) 留意事項

- ア 登録したメールアドレスへのメールは、申請内容の確認、問合せや受験票の発行の連絡に使用するため、こまめに確認する。
- イ システム操作に関することは、「お問合せコールセンター」に問い合わせる。特別支援教育課では受け付けできない。（連絡先は、電子申請HPで確認する。）

2 電子申請期間及び関係書類の提出

(1) 電子申請期間

申請期間の午後5時までに申請を完了する。

教 員 種 別	申請期間
特別支援学校教員	令和8年8月3日（月）～8月28日（金）

ア 申請期間終了直前は、問合せ等が多くなり対応できなくなる可能性がある。また、提出期間の最終日の午後5時に、システムにより自動で受付が締め切られるため、手続き途中の場合は申請が完了できず、受験ができなくなる。時間に余裕を持って手続きをする。

イ 申請者が使用する機器や通信上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負わない。

(2) 関係書類の提出

選考資料、勤務歴証明、選考結果通知送付用封筒を下記のとおり郵送する。

勤務歴証明は、HPからダウンロードし、印刷をして、HPの記入例に従って記入し、最終勤務校又は現在勤務校の証明を得る。

教 員 種 別	提出物	送付先（※）	提出期間
特別支援学校教員	① 選考資料（面接用シート及び課題作文）原本1部（片面） ② 勤務歴証明1部 ③ 選考結果通知送付用封筒1部	特別支援教育課	令和8年 8月3日（月）～9月4日（金） （9月4日消印有効）

※ 送付先住所

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県教育委員会 特別支援教育課

受験に係る書類は信書に該当するため、総務大臣の許可を受けた信書便事業者による送達のみ認める。（メール便は利用できない。）

※裏面に「教員種別」「希望学部」「教科（中学部・高等部のみ）」「氏名」「整理番号（電子申請時に表示された12桁の数字）」を記入

提出用「角2号」封筒

24cm

140円

420-8601
静岡市葵区追手町9番6号
静岡県教育委員会
特別支援教育課 御中

33cm

朱書きする → 任期付職員採用選考試験
提出書類在中

特別支援学校教員 ○○部
教科名
静岡 太郎
012345678900

表 裏

選考結果通知を送付するための封筒

【注意事項】※右図参照

- ① 長形3号（縦23.5cm×横12cm）を使用する。
- ② 110円切手を添付する。
- ③ 結果送付先の郵便番号、住所、氏名を明記する。
- ④ 氏名の後には「様」を付記する。
- ⑤ 封筒表の右下隅に「教員種別」「希望学部」「教科（中学部・高等部のみ）」（特別支援学校養護教員は「教員種別」のみ）を記入する。

110円

郵便番号
（志願者住所）
○○ ○○ 様

23.5cm

特別支援学校教員○○部
教科名

返信用封筒（長形3号）

3 受験票の送付

- (1) 受験票送付開始日以降に選考試験の受験案内とともに志願者にメールにて送信される。メールの指示に従い受験票をダウンロードし、印刷して写真を貼り付ける。
- (2) 受験票送付開始日から一週間過ぎても、メールが届かない場合は、「Ⅶ 問い合わせ先」に連絡する。

教 員 種 別	受験票送付開始日
特別支援学校教員	令和8年9月18日（金）

Ⅳ 選考の実施方法

面接試験とする。

日時、会場は次のとおり。詳細をHPで必ず確認すること。

教 員 種 別	日時	会場（予定）
特別支援学校教員	令和8年10月18日（日）の 指定された時刻 予備日（10月25日（日））	静岡県庁（静岡市葵区追手町9番6号）

V 選考結果通知

- (1) 令和8年11月27日（金）以降、受験者へ結果通知を送送する。
- (2) 令和8年12月1日（火）を過ぎても通知が届かない場合は、「Ⅶ 問い合わせ先」に連絡する。
- (3) 採用候補となった者に公務員としての信用失墜行為等と同等の行為があった場合には、採用しない。また、採用候補となった者が、採用時に免許状の有効な状態を保持できない場合には、採用しない。

Ⅵ 採用及び勤務条件

1 採用

- (1) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定に基づき、任期を定めて採用される職員として採用し、任用期間は原則3年間とする。
- (2) 産前・産後休暇や育児休業等を取得する職員が生じた場合、任用期間の間において、当該職員の代替となる任期付職員又は臨時的任用職員として任用される場合がある。また、任用期間内において人事異動が行われる場合がある。いずれの場合においても、職務内容及び給与は変わらない。
- (3) 任用期間中でも、静岡県公立学校教員採用選考試験の受験は可能である。
- (4) 日本国籍を有しない者は、教諭でなく、講師として任用する。

2 勤務条件

(1) 給与

任期付職員の給与は、定年制常勤職員と同等である。ただし、60歳超の職員については、定年前再任用短時間勤務職員との均衡を考慮して給与を決定する。（任用期間中に60歳に達した職員についても、60歳に達した日以後の最初の4月1日付けで、同様に決定し直す。）

（例）前歴を有しない職員の初任給

学 歴	初任給	備 考
大学院卒（修士）	約329,000円	左の額は、給料（給料の調整額を含む）と教職調整額、地域手当、義務教育等教員特別手当の合計
大学卒	約310,000円	
短大卒	約284,000円	

※ 前歴を有する方は、その職務内容や期間を加味して初任給を決定する。

※ このほか、期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、退職手当などがそれぞれの条件に応じて支給される。

(2) その他勤務条件

勤務時間	週38時間45分。土曜日、日曜日は週休日となる。
休暇制度	年間20日間（任用1年目は任用時期に応じた日数）の年次有給休暇が与えられるほか、特別休暇（夏季休暇、病気休暇、産前・産後休暇等）や介護休暇等がある。
その他	育児休業や配偶者同行休業など、一部の制度は法令上の規定により適用除外となる場合がある。

Ⅶ 問い合わせ先

担当部署	電話	住所
特別支援教育課	054-221-3150	〒420-8601 静岡県葵区追手町9番6号